

# 障害福祉サービスの利用方法が一部変更になりました

障害者自立支援法の施行に伴い、4月から利用者負担の変更（1割負担）や自立支援医療が導入されていましたが、10月からは新しいサービスも加わり、障害福祉サービスが全面的に変わることになりました。

## ●補装具費の支給

これまでの現物支給から、補装具費（購入費・修理費）の支給へと変わります。

利用者負担についても定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。主な改正内容は次のとおりです。

### 補装具の購入・修理の手続き

- ① 役場に申請（申請者）
- ② 支給決定（役場）
- ③ 申請者と補装具業者間で契約
- ④ 補装具引渡し（購入・修理）
- ⑤ 支払（申請者→全額を業者へ）
- ⑥ 補装具費の請求（申請者→9割を役場へ請求）

※⑤・⑥は本来の費用の支払い方法ですが、補装具費の支払方法を町・申請者・業者間における事前契約などをすることにより、申請者は

費用の1割を業者に支払い、残額は役場から業者に支払うことができようになります。

### 補装具に追加されたもの

- ・ 重度障害者用意思伝達装置

### 補装具から廃止されたもの

- ・ 色めがね

### 日常生活用具に移行されたもの

- ・ 点字器
- ・ 歩行補助つえの一部
- ・ ストマ（人工肛門等）用装具
- ・ 収尿器
- ・ 人工喉頭
- ・ 頭部保護帽



## ●日常生活用具の給付

制度改正に伴い、日野町では日常生活用具の給付制度については、基

本的に補装具費の支給と同じ方法で実施することになりました。

ただし、日常生活の向上・利便を図るための用具であることから、利用者負担における負担上限は設定されません。

※両制度とも一定所得以上は支給対象外となります（本人または世帯員のうち町民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合）

## ●コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などを対象とした手話通訳・要約筆記派遣事業について、市町村事業となったことに伴い、手続きの方法が次のとおりとなります。

- ① 派遣申請（申請者→役場）
- ② 申請受理・派遣適否の判断
- ③ 派遣依頼（役場→協会）
- ④ 依頼受理・決定（協会）
- ⑤ 決定通知（協会→役場）
- ⑥ 決定通知（役場→申請者）
- ⑦ 手話通訳等利用（申請者）

※協会：滋賀県聴覚障害者福祉協会

## ●そのほか変更されたもの

ホームヘルプや短期入所などのサービスを利用される場合、障害程度区分認定調査と審査会での審査が必要です。また、施設系サービスについても利用内容によって審査会での審査が必要となります（児童については基本的に審査会の審査が省略されます）。

移動を伴う支援については、一部を除き町の事業に移行されます。

障害福祉サービスは希望される内容によって手続きも異なり、また、時間を要するものもありますので、あらかじめ、役場福祉課までご相談いただけますようお願いいたします。



### ◆問い合わせ先

福祉課 福祉担当  
☎ 6573 有線 7772